令和8年度

幼児教育・保育の無償化に係る認定のご案内

(新 1 号·新 2 号·新 3 号認定、堺市独自助成(第 2 子以降無償化))

国の幼児教育・保育の無償化の概要

令和元年10月から、国による幼児教育・保育の無償化が始まりました。私学助成幼稚園の 入園料・保育料が、月額25,700円を上限に無償化され、保育の必要性の認定を受けた 場合は、預かり保育料についても、利用料が無償となります(上限あり)。

堺市独自の無償化の概要

堺市では、国の幼児教育・保育の無償化の対象とならない市町村民税課税世帯について、 満3歳の第2子以降のお子さんのうち、保育の必要性の認定を受けた場合は、預かり保育の 利用料を無償化(上限あり)します。

令和8年4月1日からの無償化認定を希望する場合

申請期間 令和7年10月1日(水) ~ 令和8年1月10日(土)

認定通知の送付は、令和8年2月末までに行います。

※上記期間に間に合わない場合は、令和8年3月31日(火)までに、申請してください。 ただし、認定通知の送付は、令和8年4月末となる場合があります。

令和 8 年度途中からの無償化認定を希望する場合

令和8年4月以降、随時受け付けています。

申請時期 認定を希望する日の前月10日(23 時 59 分受信分)までに申請してください。

【新2号・新3号認定または堺市独自の助成を希望の方】

申請日よりも前に遡って認定することはできませんのでご注意ください。

※急に保育の必要性が生じた場合など、申請が上記期限に間に合わない時は、裏表紙に記載の各区役所子育て 支援課にお問い合わせください。

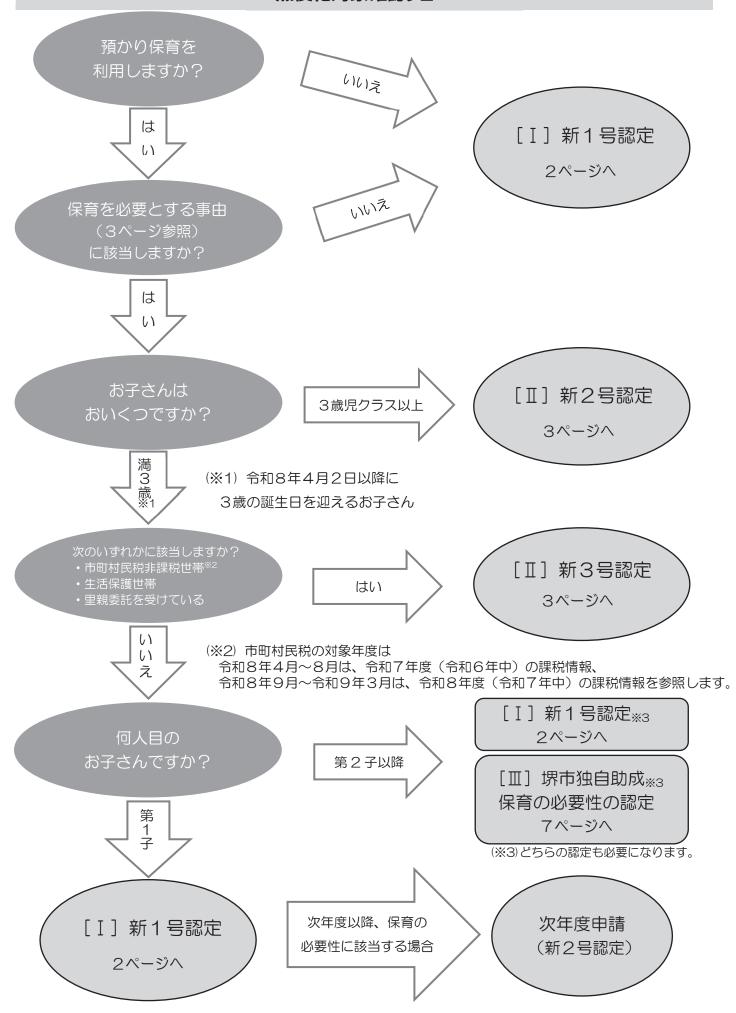
◆無償化に係る認定の申請方法について

認定に関する手続きは、原則、堺市電子申請システム(以下、「電子申請システム」といいます。)を 使用したオンライン申請となります。

申請方法等の詳細は、次ページ以降をご参照ください。



無償化対象確認フロー



I. 施設等利用給付(新1号認定)

給付対象の利用料:入園料・保育料

1 対象者

堺市に住所を有し、新2号・新3号認定を受けていない満3歳以上の小学校就学前のお子さんが対象です。

2 申請方法

【期限】認定希望日の前月10日(23時59分受信分)まで

手続きは、電子申請システムより、オンラインで申請してください。

電子申請システムでの申請手続きを初めて行う場合は、電子申請システムへのアカウント登録が必要となります。

登録には、申請者の氏名、住所、生年月日、メールアドレスの情報が必要です。

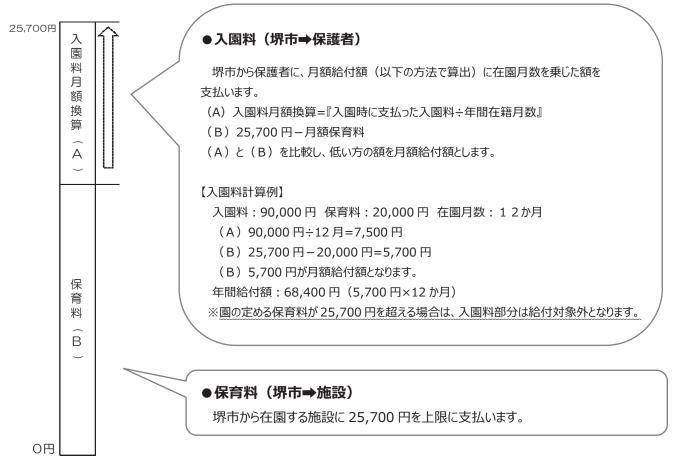
※認定保護者となる方がアカウントを作成すれば、申請の際、申請保護者名の入力を省略できます。

【8201-施設等利用給付認定 新1号】



月額 25,700 円を上限に施設等利用費として在園する幼稚園に支払います。そのため、保護者は月額上限 25,700 円を除いた保育料を幼稚園に支払うこととなります。入園料については、年間在園月数が確定後、令和9年6月下旬頃、堺市から保護者の皆様に支払います。(※)入園料部分については、すべての保護者に支払うとは限りません。詳しくは下図を参照してください。

【イメージ】 月額上限 25,700 円 (入園料+保育料) の内訳



Ⅱ. 施設等利用給付(新2号·新3号認定)

給付対象の利用料:入園料・保育料+預かり保育にかかる利用料

※施設等利用給付認定は、預かり保育の利用をお約束するものではありませんので、ご了承ください。
施設の定員を超える預かり保育事業の利用申込みがあった場合には、利用できない可能性があります。

幼稚園に在園している場合、認可外保育施設などの利用料は、原則、無償化の対象外です。

ただし、在籍する幼稚園が提供している預かり保育事業が、次の(1)・(2)のいずれかの要件に該当する場合には認可外保育施設などの利用料についても、無償化の対象となります。

- (1) 教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満
- (2) 年間開所日数 200 日未満
- ※(1) または(2) に該当するかについては、各施設にお問い合わせください。

1 対象者

堺市に住所を有し(※)、下記の「保育を必要とする事由」に該当する世帯のお子さんが対象です。

(※) 住民登録と居住実態が一致していることをいいます。

	新2号認定	◆ 3 歳児(年少)クラスから 5 歳児(年長)クラス ◆所得の制限なし
	新3号認定	◆満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間
		◆市町村民税非課税世帯、生活保護世帯、里親委託を受けている世帯

【新3号認定の決定にかかる市民税の対象年度について】

利用月	参照する市民税年度
令和8年4月~8月	令和7年度 (令和6年1月~12月の所得)
令和8年9月~令和9年3月	令和8年度 (令和7年1月~12月の所得)

[※]令和 7 年度のみ非課税だった場合、令和 8 年 4 月から 8 月の利用分は無償化の対象となりますが、令和 8 年 9 月以降の利用分は無償化の対象外となります。

【保育を必要とする事由】

保護者のいずれもが、以下の事由に該当していることが必要です。

保育を必要とする事由	保護者の状況
就労	月 6 4 時間以上、労働することが常態である場合 (フルタイムのほか、パートタイム、居宅内の労働(自営業等)など、基本的にすべての就労を含む)
妊娠・出産 (※1)	妊娠中であるか、または出産後間がない場合
病気など	病気、負傷、精神若しくは心身に障害(身体障害者手帳4級以上、療育手帳 B2 以上、 精神障害者保健福祉手帳3級以上など)のある場合
介護•看護	月64時間以上、親族(長期間入院などをしている親族を含む)を介護または看護している場合
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合
求職活動(※2)	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている場合
就学	月64時間以上、就学(職業訓練校などにおける職業訓練を含む)している場合
その他	その他、上記に類する状態として市長が認める場合

- (※1) 認定期間は、出産予定日の8週間前(多胎妊娠の場合は 14 週間前)の属する月の月初から、出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までとなります。
- (※2) 認定期間は、3か月を経過する日の月末までです。その期間に就労できなかった場合、基本的に給付認定ができなくなりますので ご注意ください。

[※]課税世帯の場合、第2子以降のお子さんは堺市独自認定で無償化対象となります(7~9ページ参照)。

2 申請方法

【期限】認定希望日の前月 10 日(23 時 59 分受信分) まで

手続きは、電子申請システムからオンラインで申請してください。

電子申請システムでの申請手続きを初めて行う場合は、電子申請システムへのアカウント登録が必要となります。

登録には、申請者の氏名、住所、生年月日、メールアドレスの情報が必要です。

- ※認定保護者となる方がアカウントを作成すれば、申請の際、申請保護者名の入力を省略できます。
- ※急に保育の必要性が生じた場合など、上記の期限に間に合わない時は、各区役所子育て支援課にお問い合わせください。

【8202-施設等利用給付認定 新 2 号·新 3 号】



【申請に必要な書類】

申請時に、次の必要書類を写真撮影したデータ(スキャン→PDF 化したものでも可)を添付してください。

① 新3号認定(非課税世帯、生活保護世帯、里親委託を受けている世帯)の申請のみ必要な書類

非課税世帯	課税証明書【※】
生活保護世帯	保護証明書など 生活保護を受給していることを証明できる書類
里親委託を受けている世帯	措置(受託)通知書

【※】非課税世帯の場合、利用月によって、提出していただく課税証明書の対象年度が異なりますのでご注意ください。

利用月	必要となる課税証明書	該当する場合のみ提出必須
令和8年4月~8月	令和7年度(令和6年中)分	令和7年1月1日時点の住所が堺市外
令和8年9月~令和9年3月	令和8年度(令和7年中)分	令和8年1月1日時点の住所が堺市外

② 全世帯提出が必要な書類

保育を必要とする事由に応じた必要書類を提出してください。

表中 【☆】 : 本案内に添付している様式を切り取ってお使いください。

市ホームページ(次ページ上部の QR コード参照)からダウンロードすることも可能です。

保育を必要とする 事由	必要書類
就労	就労証明書【☆】(就労内定の場合はその証明を受けてください) ※育児休業からの復職に伴って申請する場合は、必ず認定開始月内の復職と 「復職証明書」(次ページ上部の QR コードからダウンロード可) の提出が必要となります。 提出方法については、別途、市から案内します。
妊娠・出産	母子健康手帳(表紙、分娩予定日が分かるページ)
保護者の 疾病・障害	診断書【☆】 または 障害者手帳 ※手帳の交付を受けていない方は診断書を提出してください。診断書は、添付の様式以外でも可能。
親族の介護・看護	介護・看護状況申告書【☆】 診断書(※介護・看護を受ける方が疾病・疾患の場合のみ) 各種手帳等(※お持ちの方のみ)
災害復旧	罹災証明書
求職活動	電子申請システム上で、求職活動の状況を入力
就学	就学されている方は在学証明書、これから就学される方は合格通知書 就学用タイムスケジュール申告書【☆】
その他、保育を 必要とする事由	事情により異なりますので、各区役所子育て支援課へお問い合わせください。



※認定後、市外への転出や保育を必要とする事由に変更があった場合、世帯の状況が変わった場合等は、 「8203-施設等利用給付認定変更申請」による、変更の手続きが必要となります。

【8203-施設等利用給付認定 変更申請】



3 申請でよくある質問

質問	回答
こどもが複数いる場合、それぞれに申請が必 要ですか。	お子さんごとに申請が必要です。
保育を必要とする事由の証明に必要な書類 (就労証明書など)は、父母それぞれ必要 ですか。	必要です。父母ともに保育を必要とする事由に該当することが認定の条件です。
以前に会社から発行された就労証明書がありますが、申請書類として有効ですか。	令和8年4月からの認定申請の場合は、令和7年8月以降に発行されたもの、令和8年度途中からの認定申請の場合は、申請日から遡って3か月以内に発行されたものが有効です。
申請が遅れた場合、申請日よりも前に遡って認定してもらえますか。	遡って認定はできません。認定希望日の前月の 10 日(23 時 59 分受信分)までに申請してください。急に保育の必要性が生じた場合など、期限に間に合わない時は、裏表紙に記載の各区役所子育て支援課にお問い合わせください。
施設等利用給付の振込先について、申請者 (認定保護者)と異なる口座名義人を指 定することはできますか。	申請者(認定保護者)と異なる口座名義人を指定することはできません。申請者(認定保護者)と同一である必要があります。

4 施設等利用費の支払

保育料·入園料分

月額 25,700 円を上限に施設等利用費として在園する幼稚園に支払います。そのため、保護者は月額上限 25,700 円を除いた保育料を幼稚園に支払うこととなります。入園料については、年間在園月数が確定後、令和9年6月下旬頃、堺市から保護者の皆様に支払います。(※)入園料部分については、すべての保護者に支払うとは限りません。詳しくは2ページの【イメージ】月額上限 25,700円(入園料+保育料)の図を参照してください。

預かり保育分

「日額 450 円×1か月の預かり保育利用日数(1か月の利用日数が 26 日以上の場合、新2号認定は月額上限 11,300 円、新3号認定は月額上限 16,300 円)」を支給限度額として、支給限度額と「実際に支払った額」を比較し、低い方の額を支払います。

5 預かり保育の利用料にかかる施設等利用費の請求方法

市が利用施設を通じて送付する請求書に必要事項を記入し、預かり保育の利用にかかる領収証・提供証明書を添付のうえ、利用施設を通じて返送してください。

なお、卒園児については、市から保護者に直接送付しますので、市に直接返送してください。

【請求・交付に関する予定】

利用月	請求書案内時期	支払予定時期
令和8年4月~9月分	令和8年10月頃	令和8年12月下旬支払予定
令和8年10月~令和9年3月分	令和9年4月頃	令和9年6月下旬支払予定

※施設等利用費の請求の際、預かり保育にかかる領収証・提供証明書が必要になります。紛失しないよう大切に保管してください。

参考:施設等利用費(預かり保育分)の計算方法

月内の算定例①【時間指定】

≪条件①≫預かり保育料 100 円/時間 ≪条件②≫利用日数 20 日(1 日 3 時間)

- ・各月支給限度額・・・A 450円×20日=9,000円
- ・各月利用実額・・B 100円/時間×3時間×20日=6,000円

支給額 A9,000 円>B6,000 円のため 6,000 円を支給

月内の算定例②【日額指定】

≪条件①≫預かり保育料 400 円/日 ≪条件②≫利用日数 20 日

- ・各月支給限度額・・・A 450円×20日=9,000円
- ・各月利用実額・・・B 400円/日×20日=8,000円

支給額 A9,000 円>B8,000 円のため 8,000 円 を支給

月内の算定例③【月額指定】

≪条件①≫預かり保育料 10,000 円/月
≪条件②≫利用日数 18 日

- ・各月支給限度額・・・A 450円×18日=8,100円
- ・各月利用実額・・・B 10,000円

支給額 A8, 100 円 < B10, 000 円のため 8, 100 円 を支給

6 認定後の手続き

① 現況届

施設等利用給付認定を受け、預かり保育を利用している方は、保育を必要とする事由の確認を行うため、年に一度、「現況届」及び保育を必要とする事由を確認する書類(4ページ参照)の提出をしていただきます。

施設より配付される「現況届提出のご案内」をご確認いただき、必ず提出をお願いします。なお、提出方法は、オンラインでの提出となります。

② 保護者の保育を必要とする事由や世帯の状況が変更になる場合

認定後、保育を必要とする事由が変更したり、世帯の状況が変わったりした場合は、「施設等利用給付認定変更申請」から変更の手続きを行う必要があります。 前ページの QR コード【8203-施設等利用給付認定 変更申請】より、変更の申請をしてください。

【施設等利用費の振込先の口座について】

施設等利用費の振込先の口座名義は、申請者(認定保護者)と同一である必要があるので、申請者(認定保護者)以外の口座に変更することはできません。

③ 堺市外へ転出(住民登録を異動)する場合

転出後は、転出先の市町村で新たに施設等利用給付認定の申請を行うことになります。詳しくは、転出先の市区町村にお問い合わせください。

※第2子以降に係る預かり保育利用料の無償化(次ページ [Ⅲ]参照)は、堺市が独自で行う制度です。同様の制度の実施有無については、転出先の市区町村にお問い合わせください。

Ⅲ. 預かり保育の利用料に係る堺市独自助成 (課税世帯向け)

※保育の必要性の認定は、預かり保育の利用をお約束するものではありませんので、ご了承ください。 施設の定員を超える預かり保育事業の利用申込みがあった場合には、利用できない可能性もあります。

1 対象事業

預かり保育事業

2 対象者・助成上限額

【対象者】

堺市に住所を有し(※)、次の①~③の全てに該当する満3歳(満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間)のお子さんが対象です。

(※) 住民登録と居住実態が一致していることをいいます。

① 第2子以降のこどもであること

上のきょうだいの年齢は関係ありません。

必ずしも同居している必要はありません。就学などの都合上、別居しているお子さんがいる場合でも、学資金の仕送りをしているなど、生計を一にしていると確認できる場合は対象となります。

② 市民税課税世帯であること

課税世帯・非課税世帯の確認は、預かり保育の利用月によって参照する税情報が異なります。

利用月	参照する市民税年度
令和8年4月~8月	令和7年度 (令和6年1月~12月の所得)
令和8年9月~令和9年3月	令和8年度 (令和7年1月~12月の所得)

[※]市民税が非課税の場合は、新3号認定(Ⅱ.施設等利用給付)の対象です。

③ 保育の必要性が認められること

保育の必要性の認定には、保護者のいずれもが、以下の「保育を必要とする事由」に該当していることが必要です。

保育を必要とする事由	保護者の状況
就労	月64時間以上、労働することが常態である場合 (フルタイムのほか、パートタイム、居宅内の労働(自営業等)など、基本的にすべての就労を含む)
妊娠・出産 (※1)	妊娠中であるか、または出産後間がない場合
病気など	病気、負傷、精神若しくは心身に障害(身体障害者手帳4級以上、療育手帳 B2 以上、 精神障害者保健福祉手帳3級以上など)のある場合
介護•看護	月64時間以上、親族(長期間入院などをしている親族を含む)を介護または看護している場合
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合
求職活動(※2)	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている場合
就学	月64時間以上、就学(職業訓練校などにおける職業訓練を含む)している場合
その他	その他、上記に類する状態として市長が認める場合

- (※1) 認定期間は、出産予定日の8週間前(多胎妊娠の場合は14週間前)の属する月の月初から、出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までとなります。
- (※2) 認定期間は、3か月を経過する日の月末までです。その期間に就労できなかった場合、基本的に給付認定ができなくなりますのでご注意ください。

【助成上限額】

月額の上限額:日額 450 円×1 か月の預かり保育利用日数(月 26 日以上利用した場合は 16,300 円)

※実際に支払った額と上限額を比較し、低い方の金額を助成金として支給します。

【期限】認定希望日の前月 10 日(23 時 59 分受信分) まで

%施設等利用給付(新 1 号)の認定を受けていない場合は、2 ページの記載内容を確認し、併せて申請をお願いします。

手続きは、電子申請システムより、オンラインで申請してください。

電子申請システムでの申請手続きを初めて行う場合は、電子申請システムへのアカウント登録が必要となります。

登録には、申請者の氏名、住所、生年月日、メールアドレスの情報が必要です。

- ※認定保護者となる方がアカウントを作成すれば、申請の際、申請保護者名の入力を省略できます。
- ※急に保育の必要性が生じた場合など、上記の期限に間に合わない時は、各区役所子育て支援課にお問い合わせください。

【8301-施設等利用給付認定 市独自】



【申請に必要な書類】

申請時に、次の必要書類を写真撮影したデータ(スキャン→PDF 化したものでも可)を添付してください。

①課税証明書

預かり保育の利用月によって、提出していただく課税証明書の対象年度が異なりますのでご注意ください。

利用月	必要となる課税証明書	該当する場合のみ提出必須
令和8年4月~8月	令和7年度(令和6年中)分	令和7年1月1日時点の住所が堺市外
令和8年9月~令和9年3月	令和8年度(令和7年中)分	令和8年1月1日時点の住所が堺市外

②保育を必要とする事由を証明する書類

表中 【☆】 : 本案内に添付している様式を切り取ってお使いください。

市ホームページ(次ページ上部の QR コード参照)からダウンロードすることも可能です。

保育を必要とする 事由	必要書類
就労	就労証明書【☆】(就労内定の場合はその証明を受けてください) ※育児休業からの復職に伴って申請する場合は、必ず認定開始月内に復職するとともに、 「復職証明書」(次ページ上部の QR コードからダウンロード可) の提出が必要となります。 提出方法については、別途、市から案内します。
妊娠・出産	母子健康手帳(表紙、分娩予定日が分かるページ)
保護者の 疾病・障害	診断書【☆】 または 障害者手帳 ※手帳の交付を受けていない方は診断書を提出してください。診断書は、添付の様式以外でも可能。
親族の 介護・看護	介護・看護状況申告書【☆】 診断書(※介護・看護を受ける方が疾病・疾患の場合のみ) 各種手帳等(※お持ちの方のみ)
災害復旧	罹災証明書
求職活動	電子申請システム上で、求職活動の状況を入力
就学	就学されている方は在学証明書、これから就学される方は合格通知書 就学用タイムスケジュール申告書【☆】
その他、保育を 必要とする事由	事情により異なりますので、各区役所子育て支援課へお問い合わせください。



※認定後、市外への転出や保育を必要とする事由に変更があった場合、世帯の状況が変わった場合等は、 「8203-施設等利用給付認定変更申請」による、変更の手続きが必要となります。

【8203-施設等利用給付認定 変更申請】



4 助成金の請求方法

市から施設を通じて交付請求書を送付しますので、必要事項を記入し、預かり保育にかかる領収証・提供証明書を添付のうえ、施設を通じて返送してください。なお、卒園児及び市外施設を利用されている方については、市から保護者に直接送付しますので、市に返送してください。

※領収証・提供証明書の添付がない場合は、助成金のお支払いができませんので、紛失しないように大切に保管してください。

【請求・交付に関する予定】

利用月	請求書案内時期	支払予定時期		
令和8年4月~9月分	令和8年10月頃	令和8年12月下旬支払予定		
令和8年10月~令和9年3月分	令和9年4月頃	令和9年6月下旬支払予定		

5 認定後の手続き

① 現況届

保育の必要性の認定を受け、預かり保育を利用している方は、保育を必要とする事由の確認を行うため、年に一度、「現 沢届 |及び保育を必要とする事由を確認する書類(8 ページ参照)の提出をしていただきます。

施設より配付される「現況届提出のご案内」をご確認いただき、必ず提出をお願いします。なお、提出方法は、オンラインでの提出となります。

② 保護者の保育を必要とする事由や世帯の状況が変更になる場合

認定後、保育を必要とする事由が変更したり、世帯の状況が変わったりした場合は、「施設等利用給付認定変更申請」から変更の手続きを行う必要があります。 本ページ上部の QR コード【8203-施設等利用給付認定 変更申請】より、変更の申請をしてください。

【助成金の振込先の口座について】

助成金の振込先の口座名義は、申請者(認定保護者)と同一である必要があるので、 申請者(認定保護者)以外の口座に変更することはできません。

③ 堺市外へ転出(住民登録を異動)する場合

転出後は、転出先の市町村で新たに認定の申請を行うことになります。詳しくは、転出先の市区町村にお問い合わせください。

※第2子以降に係る預かり保育利用料の無償化は、堺市が独自で行う制度です。同様の制度の実施有無については、転出先の市区町村にお問い合わせください。

預かり保育の利用料に係る堺市独自の助成制度のよくある質問については、2 6ページでご確認ください。

【事業者の皆様へ】

証明書に不備があった場合、ご本人の保育施設入所選考に不利益が生じる可能性があります。

- 下記内容や裏面、記載要領、記載例をよくご参照のうえ、作成をお願いします。
- ・審査に関わる項目(証明日、氏名、就労時間、雇用期間、休業期間、就労実績など)が空白の場合、不備となります。
- ・修正テープや修正液での訂正は不備となります。訂正箇所に二重線を引き、正しい内容を記載してください。
- ・No.4「本人就労先住所」は、記載要領や記載例を参考に記載をしてください。
- ・育児短時間勤務制度を利用する(予定)場合、No.6「就労時間」の欄は制度利用前の就労時間を記載してください。
- ・就労実績について、就労開始前の場合は、就労見込みを記載してください。

就労証明書

堺市 保健福祉総合センター所長 宛

証明日	西暦		年	月	日
事業所名					
代表者名					
所在地					
電話番号		_		_	
担当者名					
記載者連絡先	;	_		_	

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目				Ē	記載欄				
		□ 農業·林業 □ 漁業		鉱業・採石業・	砂利採取業	□ 建設業 □	製造業	口質	『気・ガス・熱供糸	ὰ•水道業
1	業種	□ 情報通信業 □ 運輸	業・郵便業 □	卸売業・小売	桨	□ 金融業・保険	ķ	□ ₹	・動産業・物品賃	貸業
	木性	□ 学術研究・専門・技術サ	ービス ロ	宿泊業·飲食	サービス業	□ 生活関連サー	ビス業・娯楽業		≣療•福祉	
$ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{le}}}}}}}$		□ 教育·学習支援業 □	複合サービス事	業 口 公務	Š	□ その他()	
١	フリガナ									
2	本人氏名						生年月日		年 月	日
3	雇用(予定)期間等	□ 無期 □ 有期 (無期	期間 の場合は雇用開始!	日のみ)	年	月 日	~	年 .	月 日	
4	本人就労先事業所	名称								
	本八州	住所								
5	雇用の形態	□ 正社員 □ パート・フ	"ルバイト ロ	派遣社員 口	契約社員	□ 会計年度任用	職員 口非常	的:臨時職員	員 口 役員	
ြ	准用の形態	□ 自営業主 □ 自営業専	〔従者 □	家族従業者	□ 内職	□ 業務委託	□ その他()
		月火水木金土	日 祝日	合計	月間	時間	分	(うち休憩時	計間 分)
				時間	77 [11]	h41 [11]	/1	(プラ体版版	rini 73	,
	就労時間	一月当たりの就労日数	月間	日	一週当力	たりの就労日数	週間	1	∃	
	(固定就労の場合)	平日 時	分	~	時	分(うち	6休憩時間	分)		
6		土曜 時	分	~	時	分(うち	5休憩時間	分)		
ľ		日祝 時	分	~	時		5休憩時間	分)		
		合計時間 口 月間			時間		6休憩時間	分)		
	就労時間					<i>A</i> (5)	01个思时间	73 /		
	(変則就労の場合)	就労日数 □ 月間	1 □週間		日					
		主な就労時間帯 ・シフト時間帯	時	分 ~	時	分(うち	5休憩時間	分)		
┖	就労実績	年月 年	月	年月	年	月	年月	年	月	
7	※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	日/月	時間/月	日	/月	時間/月	日	/月	時間/月	
	産前·産後休業の取得	□ 取得予定 □ 取得中								
8	※取得予定を含む	期間 年	月	日	~	年	月		B	
9	育児休業の取得	□ 取得予定 □ 取得中	□ 取得済み							
9	※取得予定を含む	期間年	月 日	~	年	月 日				
10	産休・育休以外の休業の	□ 取得予定 □ 取得中	□ 取得済み	理由□	介護休業	□ 病休	□ その他	()
Ľ	取得	期間年	月 日	~	年	月 日				
11	復職(予定)年月日	□ 復職予定 □ 復職済み		年	月	日				
١,,	育児のための短時間	□ 取得予定 □ 取得中		期間	年	月 日	~	年 月	日	
12	勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	主な就労時間帯・シフト時間帯	時	分 ~	時	分(うち	6休憩時間	分)		
13	保育士等としての勤務実 態の有無	□ 有 □ 有(予定) □	無							
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	口有 口有(予定) 口	無 □ 未定							
15	入所内定時育休短縮可否	□ 可 □ 可(予定) □	否							
16	育休延長可否	□ 可 □ 可(予定) □	否							
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月	日	~		年	月	日		
18	備考欄									
		児童名		生年月日		施設名		利用中	1 由23 中/年	差切 \
			年	月	日			↑IHIT L	〕 申込中(第一	17年/
19	保護者記載欄	児童名	:	生年月日		施設名		利用中] 申込中(第一	全 切)
'8	不改 台 記 料 例		年	月	日			רייהיי L	」 中心中(第一	7µ 王 /
		児童名		生年月日		施設名		利用中] 申込中(第一	希望)
ı			年	月	日					

保護者の皆さまへ

【注 意】事業者名が記名されている就労証明書を就労先事業者等に無断で作成または改変を行ったときには、 刑法(有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪または私電磁的記録不正作出罪)の罪に 問われる場合があります。

虚偽の記載を行った場合には、申込者の利用決定を取り消す場合があります。

【お願い】就労証明書の作成を就労先事業者等に依頼する際は、この用紙と併せて記入例もお渡しください。

事業者の皆さまへ

この就労証明書は、認定こども園等の利用調整時に重要な資料となるため、勤務先の担当の方が事実のとおりにご記載ください。 記載漏れ等がある場合は、堺市職員より問合せをすることがあります。

◇ 就労証明書(標準様式)の使用・作成にあたって ◇

就労証明書を作成する事業者の負担軽減の観点から、国において標準的な就労証明書の様式(以下、「標準様式」という。)が令和5年5月に策定されました。標準様式に押印欄はありませんが、押印いただいても差し支えありません。 堺市職員が、電話や訪問により就労実績を調査することがありますので、あらかじめご了承ください。

◇ 記載要領・記入例について ◇

本市の就労証明書のデータ(ExcelおよびPDF)、記載要領、記載例を本市ホームページに掲載しています。 データで作成される際は、こちらからダウンロードして作成してください。

記載内容に不備がある場合は、訂正や追記をご依頼することになりますので、記載要領・記載例をご確認のうえ作成いただくよう、お願いいたします。

※特に不備の多い項目については、表面の上部『事業者の皆様へ』に記載しておりますので、ご確認ください。

ホームページタイトル	[雇用主の皆様へ]保育の必要性の認定に必要な就労証明書について		
ホームページリンク	堺市HPトップページ>子育て・教育>子育て支援情報(さかい☆HUGはぐネット)> 預けたい(保育サービス)>利用の申込について		
ホームページURL	トナラリアト https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/hughug/hoiku/moushikomi/R2syuurousyou meisyokinyuuyouryou.html		
ホームページQR			

【よくある不備】

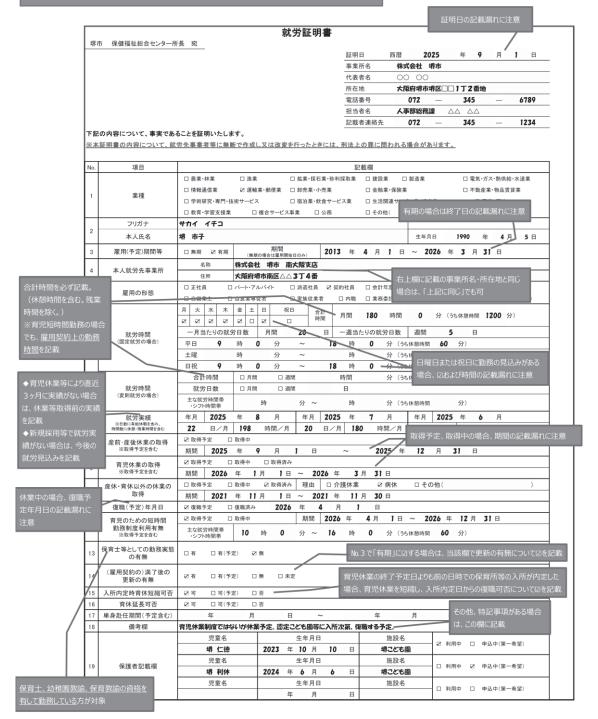
- □証明日の記入漏れ
- □すべての方が該当する項目の記載漏れ(就労者の氏名、就労時間 など)
- □雇用期間や各休業期間の記載漏れ
- □就労実績が、記載要領や記載例のとおりに記載されていない
- □雇用契約に基づく就労時間が記載されていない
 - ※育児短時間勤務を利用する(予定)場合でも、No.6「就労時間」の欄は制度利用前の就労時間を 記載してください。

◇ 作成に関する問合せ先 ◇

利用(希望)する施設が所在する区または保護者がお住まいの区の子育て支援課へお問合せください。

堺区役所 堺保健福祉総合センター	子育て支援課	堺区南瓦町3-1	TEL072-222-4800	FAX072-222-4801
中区役所 中保健福祉総合センター	子育て支援課	中区深井沢町2470-7	TEL072-270-0550	FAX072-270-8196
東区役所 東保健福祉総合センター	子育て支援課	東区日置荘原寺町195-1	TEL072-287-8198	FAX072-286-6500
西区役所 西保健福祉総合センター	子育て支援課	西区鳳東町6-600	TEL072-343-5020	FAX072-343-5025
南区役所 南保健福祉総合センター	子育て支援課	南区桃山台1-1-1	TEL072-290-1744	FAX072-296-2822
北区役所 北保健福祉総合センター	子育て支援課	北区新金岡町5-1-4	TEL072-258-6621	FAX072-258-6883
美原区役所 美原保健福祉総合センター	子育て支援課	美原区黒山167-1	TEL072-341-6411	FAX072-341-0611

《記載いただく担当者の方へ》 各項目について記載要領を参照のうえ、ご記載ください。 なお、『6就労時間』は、固定就労・変則就労のうち該当するいずれかを記載してください。

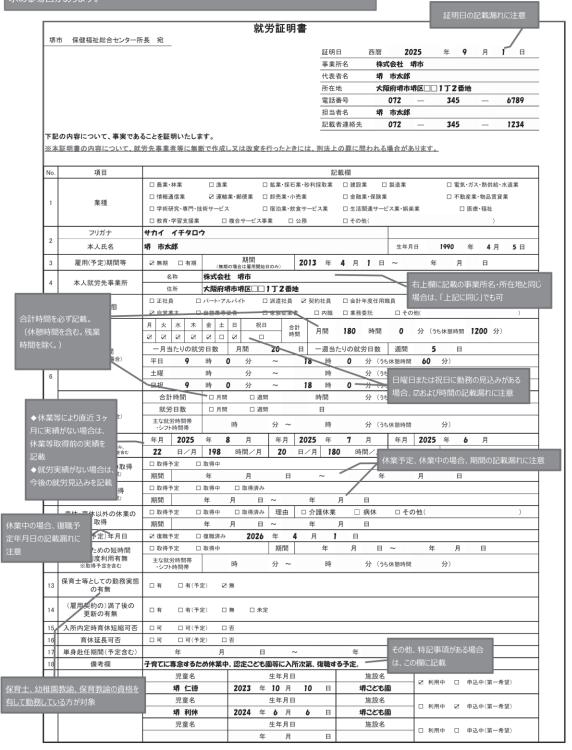


記載例【自営】

«記載いただく担当者の方へ»

各項目について記載要領を参照のうえ、ご記載ください。

なお、自営業の場合、この就労証明書のほか、開業届(写し)など追加で書類の提出を 求める場合があわます



【事業者の皆様へ】

証明書に不備があった場合、ご本人の保育施設入所選考に不利益が生じる可能性があります。

- 下記内容や裏面、記載要領、記載例をよくご参照のうえ、作成をお願いします。
- ・審査に関わる項目(証明日、氏名、就労時間、雇用期間、休業期間、就労実績など)が空白の場合、不備となります。
- ・修正テープや修正液での訂正は不備となります。訂正箇所に二重線を引き、正しい内容を記載してください。
- ・No.4「本人就労先住所」は、記載要領や記載例を参考に記載をしてください。
- ・育児短時間勤務制度を利用する(予定)場合、No.6「就労時間」の欄は制度利用前の就労時間を記載してください。
- ・就労実績について、就労開始前の場合は、就労見込みを記載してください。

就労証明書

堺市 保健福祉総合センター所長 宛

証明日	西暦		年	月	日
事業所名					
代表者名					
所在地					
電話番号		_		_	
担当者名					
記載者連絡先	;	_		_	

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

		- 12 M												
No.	項目						記記	戝欄						
		□ 農業・林業	□ 漁業		鉱業•採石	業•砂利技	取業	□ 建設業	□ 製造業		□ 電気	気・ガス・熱	供給・水	道業
1	業種	□ 情報通信業	□ 運輸	業・郵便業 □	卸売業・小	売業		□ 金融業・保	険業		□ 不動	助産業・物	品賃貸業	
	木性	□ 学術研究·専	門・技術サー	-ビス 🗆	宿泊業・戧	食サービ	ス業	□ 生活関連+	ナービス業・娯	業業	□ 医排	療•福祉		
		□ 教育·学習支	援業 口	複合サービス₹	事業 口	公務	[コ その他()	
	フリガナ													
2	本人氏名								生年月	日		年	月	日
3	雇用(予定)期間等	□ 無期 □ 有期	(無期の	期間 場合は雇用開始	日のみ)		年	月	日 ~	年	月	日		
Γ.		名称												
4	本人就労先事業所	住所												
5	雇用の形態	□ 正社員 □	パート・ア	レバイト	派遣社員	口 契約	社員 [□ 会計年度位	£用職員 □	非常勤•臨	持職員	口 役員	Į.	
٥	准用の形態	□ 自営業主 □	自営業専行	芷者 □	家族従業	者 口	内職	□ 業務委託	□ ₹0.)他()
П		月火水木	金土	日 祝日	1 0		月月	g±.F	E	A (=+ H	L ≆án± B	п	4	
		0 0 0 0		0 0	時	間 万	間	時間	3]	分(うちは	、思時間	ii)	分)	
	÷1, 114 n+ 88	一月当たりの京		月間		日 -	週当たり	りの就労日初	数 週間		日			
	就労時間 (固定就労の場合)	平日	時	分	~		時	分	うち休憩時間	5	子)			
6		土曜	時	分	~		時	分	うち休憩時間	5 5	子)			
ľ		日祝	時	分	~		時	分	うち休憩時間	5	子)			
		合計時間	口 月間	□ 週間	ij	時	間	分	うち休憩時間	5	子)			
	就労時間 (変則就労の場合)	就労日数	□ 月間	□ 週間	7		3							
	(发射机力00%口)	主な就労時間帯・シフト時間帯		時	分 ~		時	分	うち休憩時間	5	子)			
Г	就労実績	年月	年	月	年月		年	月	年月	4	年	月		
7	※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	日/月		時間/月	T '	日/月		時間/	F I	日/月		時間/	/月	
\vdash	産前・産後休業の取得	□ 取得予定 □	取得中											
8	性 削・性 依 体 来 の 取 付 ※取得予定を含む	期間	年	月	В		~		年	月	В			
\vdash	育児休業の取得		取得中	□ 取得済み										
9	※取得予定を含む	期間		月 日	~	年	月	В						
\vdash	産休・育休以外の休業の	□ 取得予定 □	取得中	□ 取得済み	理由	口介證	休業	□病休	□ そ 0	D他()
10	取得	期間	年	月 日	~	年	月	日						
11	復職(予定)年月日	□ 復職予定 □	復職済み		年	月		日						
Г	育児のための短時間	□ 取得予定 □	取得中		期間		年	月	∃ ~	年	月	日		
12	勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	主な就労時間帯・シフト時間帯		時	分 ~		時	分	うち休憩時間	5	分)			
13	保育士等としての勤務実 態の有無	□有 □有(予定)口:	**										
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	口有 口有(予定) 口:	無 口 未定	Ē									
15	入所内定時育休短縮可否		予定) 口:											
16	育休延長可否	□ 可 □ 可(
17	単身赴任期間(予定含む)	年	月	- 日		,		年	月	В				
H		· ·	- //					'						
18	備考欄													
		児童名			生年月日			施設	名	□利用中	ı 🗆	由込由(第一希望	!)
				年	月		日					.~!\		-
19	保護者記載欄	児童名			生年月日			施設	:名	□利用中		申込中(第一希望	1)
"	NUMBER RESIDENCE			年	月		日					.~.		-
		児童名			生年月日			施設	名	□利用申		申込中(第一希望	1)
l				年	月		日			I	_			

保護者の皆さまへ

【注 意】事業者名が記名されている就労証明書を就労先事業者等に無断で作成または改変を行ったときには、 刑法(有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪または私電磁的記録不正作出罪)の罪に 問われる場合があります。

虚偽の記載を行った場合には、申込者の利用決定を取り消す場合があります。

【お願い】就労証明書の作成を就労先事業者等に依頼する際は、この用紙と併せて記入例もお渡しください。

事業者の皆さまへ

この就労証明書は、認定こども園等の利用調整時に重要な資料となるため、勤務先の担当の方が事実のとおりにご記載ください。 記載漏れ等がある場合は、堺市職員より問合せをすることがあります。

◇ 就労証明書(標準様式)の使用・作成にあたって ◇

就労証明書を作成する事業者の負担軽減の観点から、国において標準的な就労証明書の様式(以下、「標準様式」という。)が令和5年5月に策定されました。標準様式に押印欄はありませんが、押印いただいても差し支えありません。 堺市職員が、電話や訪問により就労実績を調査することがありますので、あらかじめご了承ください。

◇ 記載要領・記入例について ◇

本市の就労証明書のデータ(ExcelおよびPDF)、記載要領、記載例を本市ホームページに掲載しています。 データで作成される際は、こちらからダウンロードして作成してください。

記載内容に不備がある場合は、訂正や追記をご依頼することになりますので、記載要領・記載例をご確認のうえ作成いただくよう、お願いいたします。

※特に不備の多い項目については、表面の上部『事業者の皆様へ』に記載しておりますので、ご確認ください。

ホームページタイトル	[雇用主の皆様へ]保育の必要性の認定に必要な就労証明書について		
ホームページリンク	堺市HPトップページ>子育て・教育>子育て支援情報(さかい☆HUGはぐネット)> 預けたい(保育サービス)>利用の申込について		
ホームページURL	トナラリアト https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/hughug/hoiku/moushikomi/R2syuurousyou meisyokinyuuyouryou.html		
ホームページQR			

【よくある不備】

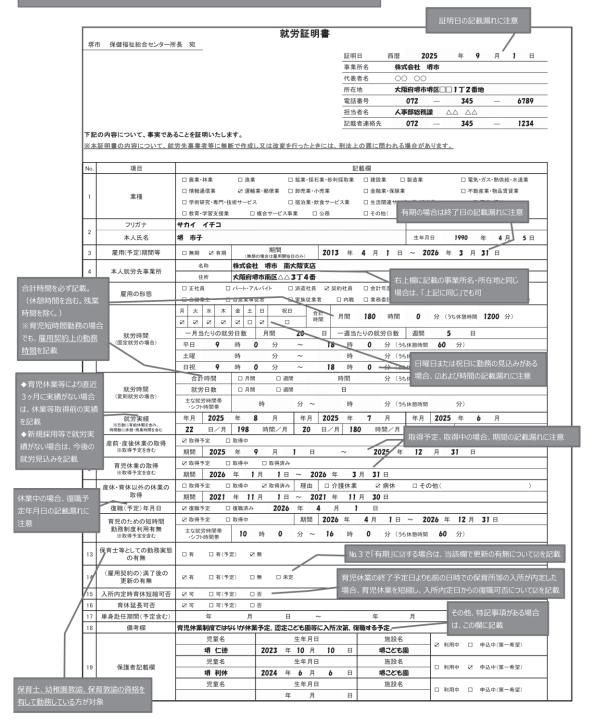
- □証明日の記入漏れ
- □すべての方が該当する項目の記載漏れ(就労者の氏名、就労時間 など)
- □雇用期間や各休業期間の記載漏れ
- □就労実績が、記載要領や記載例のとおりに記載されていない
- □雇用契約に基づく就労時間が記載されていない
 - ※育児短時間勤務を利用する(予定)場合でも、No.6「就労時間」の欄は制度利用前の就労時間を 記載してください。

◇ 作成に関する問合せ先 ◇

利用(希望)する施設が所在する区または保護者がお住まいの区の子育て支援課へお問合せください。

堺区役所 堺保健福祉総合センター	子育て支援課	堺区南瓦町3-1	TEL072-222-4800	FAX072-222-4801
中区役所 中保健福祉総合センター	子育て支援課	中区深井沢町2470-7	TEL072-270-0550	FAX072-270-8196
東区役所 東保健福祉総合センター	子育て支援課	東区日置荘原寺町195-1	TEL072-287-8198	FAX072-286-6500
西区役所 西保健福祉総合センター	子育て支援課	西区鳳東町6-600	TEL072-343-5020	FAX072-343-5025
南区役所 南保健福祉総合センター	子育て支援課	南区桃山台1-1-1	TEL072-290-1744	FAX072-296-2822
北区役所 北保健福祉総合センター	子育て支援課	北区新金岡町5-1-4	TEL072-258-6621	FAX072-258-6883
美原区役所 美原保健福祉総合センター	子育て支援課	美原区黒山167-1	TEL072-341-6411	FAX072-341-0611

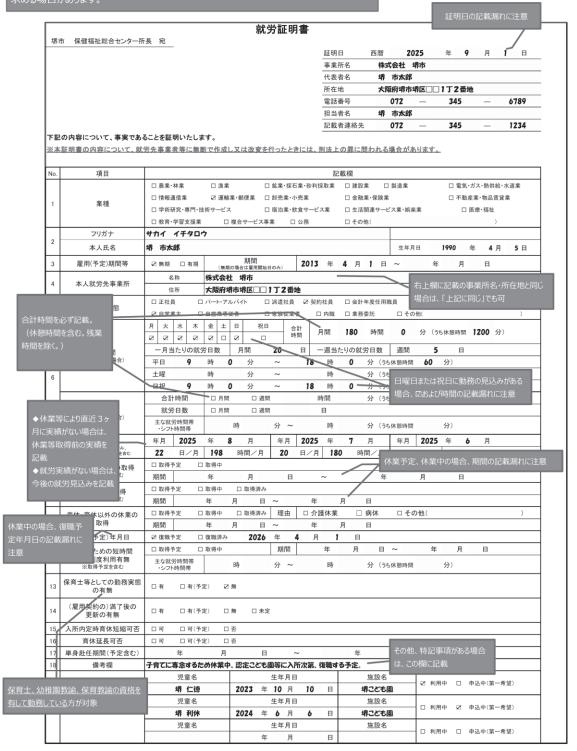
《記載いただく担当者の方へ》 各項目について記載要領を参照のうえ、ご記載ください。 なお、『6就労時間』は、固定就労・変則就労のうち該当するいずれかを記載してください。



記載例【自営】

《記載いただく担当者の方へ》

各項目について記載要領を参照のうえ、ご記載ください。



【就労証明書(簡易版)】記載要領

■証明書を発行する事業者又は民生・児童委員に関する項目

〇証明日(証明書発行日)を記載してください。 ※年の欄は西暦で記載してください。
〇証明書を発行する事業者の名称(法人名)を記載してください。 ※証明書の発行に責任を持つ企業・組織・団体名等を記載してください。 ※個人事業主の場合は事業者の名称を記載してください。
○代表者(法人の代表者や個人事業主)の氏名を記載してください。 ※代表者に該当する者がいない場合又は事業所側で証明権限を代表者以外に付与している場合には、当該証明権限を有する証明書の内容に責任を持つ者の氏名を記載してください。
〇証明書発行事業所の住所を記載してください。 ※証明書の証明対象となる者(以下「本人」という。)の就労先住所ではない点に 注意してください。
〇証明書発行事業所の電話番号を記載してください。
〇証明書の内容について、自治体からの事務的な連絡を受ける場合の担当者名/ 電話番号を記載してください。

■就労先事業者に関する事項

No.1	業種	○現在の就労状況について該当する項目をチェック(レ点記入)してください。 ※いずれにも該当しない場合は「□その他」をチェック(レ点記入)し、カッコ内に簡 潔に記載してください。
------	----	------------------------------------------------------------------------------------------------

■就労者に関する項目

	フリガナ/本人氏名	〇本人の氏名、フリガナを記載してください。
No.2	生年月日	〇本人の生年月日を記載してください。 ※年の欄は西暦で記載してください。

■就労状態等に関する事項

No.3	雇用(予定)期間等	○雇用期間について「□無期」か「□有期」にチェック(レ点記入)してください。 ○雇用期間について「□無期」の場合は雇用開始日のみを、「□有期」の場合はその期間を記載してください。 ※年の欄は西暦で記載してください。 ※契約内容の変更を予定している場合、変更前の契約が終了する日を終期として記載してください。
No.4	本人就労先事業所	○右上欄に記載の事業所名(証明書発行事業所名)と異なる場合は本人が実際に働いている事業所の名称を記載してください。 ○右上欄に記載の所在地(証明書発行事業所住所)と異なる場合は本人が実際に働いている勤務先の住所を記載してください。 ※実際に働いている就労場所が複数存在する場合は、主たる就労先の住所を記載するようにしてください。 ※就労場所が存在しない場合には、自宅等就労時に本人が主として存在している場所を記載するようにしてください。
No.5	雇用の形態	○雇用の形態について該当する項目にチェック(レ点記入)してください。 ※自営業の場合は、「自営業主」(個人事業主、経営者、代表者等)又は「自営業 専従者」又は「家族従業者」(自営業主と親族関係にある生計を一にする者で、そ の自営業主の営む事業に無給で従事している者)のいずれかにチェック(レ点記 入)してください。 ※「契約社員」等の場合で、「会計年度任用職員」にも該当する場合は、「会計年 度任用職員」にチェック(レ点記入)してください。 ※「パート・アルバイト」「派遣社員」「契約社員」「会計年度任用職員」のいずれに も該当しない非常勤・臨時職員である場合、「非常勤・臨時職員」にチェック(レ点記 入)してください。 ※雇用の形態に該当する項目がない場合は「□その他」にチェック(レ点記入)し、簡潔に記載してください。

No.6	就労時間 (固定就労の場合)	○「月・火・水・木・金・土・日・祝日」のうち、通常の就労日について該当する項目に チェック(レ点記入)してください。[複数選択可] ○就労の合計時間(月間)についてを記載してください。 ※雇用契約に基づく就労時間であり、実際に就労した時間(実績)ではありませ ん。育児短時間勤務制度を利用している場合でも、制度利用前の就労時間数を記載してください。 ※雇用契約上、週当たりの就労時間が定められている場合、4(週)を乗じた時間を記載してください。 ※雇用契約上、年当たりの就労時間が定められている場合、12(月)で除した時間を記載してください。 ※雇用契約上の就労時間であるため、残業時間は除いてください。 ※体憩時間(就業規則等で定められている休憩に限る。)は含めてください。また、就業規則等で定められている休憩に限る。)は含めてください。また、就業規則等で定められている休憩に限る。)は含めてください。また、就業規則等で定められている休憩に限る。)は含めてください。また、就業規則等で定められている休憩に限る。)は含めてください。また、就業規則等で定められている休憩に限る。)は含めてください。 ※雇用契約上、月当たりの就労日数が定められている場合、月当たりの就労日数欄には、4(週)で除した日数を記載してください。 ※雇用契約上、月当たりの就労日数が定められている場合、月当たりの就労日数欄には、4(週)を乗じた日数を記載してください。 ※雇用契約上、年当たりの就労日数が定められている場合、月当たりの就労日数欄には12(月)で除した日数を記載してください。 ○※雇用契約上、年当たりの就労日数が定められている場合、月当たりの就労日数欄には12(月)で除した日数を記載してください。 ○就労時間帯は、「24時間表記」で記載してください。 ○就労時間帯は、「24時間表記」で記載してください。○平日、土曜、日祝毎に就労時間時帯を記載してください。 ○平日、土曜、日祝毎に就労時間時帯を記載してください。 ※水憩時間(就業規則等で定められている休憩時間数(分)についても記載してください。※平日、土曜、日祝のいずれか就労がない場合は空欄で結構です。
	就労時間 (変則就労 の 場合)	○日々の就労時間が定められていない就労者について、雇用契約に基づく就労時間を記載してください。 ○月間又は週間の就労時間(合計)についてを記載してください。 ※雇用契約に基づく就労時間であり、実際に就労した時間(実績)ではありません。育児短時間勤務制度を利用している場合でも、制度利用前の就業規則上の就労時間数を記載してください。 ※雇用契約上、1日当たりの就労時間が定められている場合、5(日)を乗じて、「週間」の就労時間を記載いただいた場合、当該時間に4を乗した時間数を月の就労時間とみなします。 ※雇用契約上の就労時間であるため、残業時間は除いてください。 ※権用契約上の就労時間であるため、残業時間は除いてください。 法体憩時間(就業規則等で定められている体憩に限る。)は含めてください。また、就業規則等で定められている体憩時間の合計時間数についても記載してください。 の一月当たり又は一週当たりの就労日数について記載してください。 ※雇用契約に基づく就労日数であり、実際に就労した日数(実績)ではありません。 ※雇用契約に基づく就労日数であり、実際に就労した日数(実績)ではありません。 ※雇用契約によりの就労日数が定められている場合、月当たりの就労日数欄には12(月)で除した日数、週当たりの就労日数欄には48(週)で除した日数を記載してください。 ※液間勤務など日をまたぐ場合には、0時~29時の幅(例えば22時から翌朝5時まで就労する場合は「22時00分~29時00分」)で記載してください。 ※夜間勤務など日をまたぐ場合には、0時~29時の幅(例えば22時から翌朝5時まで就労する場合は「22時00分~29時の分」)で記載してください。 ※夜間勤務など日をまたぐ場合には、0時~29時の幅(例えば22時から翌朝5時まで就労する場合は「22時00分~29時00分」)で記載してください。 ※次丁ト勤務の場合は、市区町村による保育の必要性認定に必要となる場合のみ、シフト表の追加提出等を求める場合がありますので御承知おきください。
No.7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み 時間数に休憩・残業時間を含む	○直近3か月の1か月当たりの就労日数、就労時間数について記載してください。なお、育児休業等により直近3ヶ月において1月分の就労実績がない場合は、育児休業等取得前の(産休・育休等取得月を除いた)就労実績を記載してください。新規採用等で就労実績がない場合は今後の就労見込みを記載してください。※新しい年・月から記載してください(例:○○年6月、○○年5月、○○年4月)。※有給休暇の取得日は就労日数に含めてください。※残業時間は就労時間数に含めてください。※残業時間は就労時間数に含めてください。※水憩時間(就業規則等で定められている休憩時間に限る。)は就労時間数に含めてください。※育児短時間勤務制度等を利用している場合は、それらの制度利用の上での勤務実績(実際に当該月に勤務した実績)を記載してください。※年の欄は西暦で記載してください。

		4
No.8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	○産前・産後休業の取得について「□取得予定」か「□取得中」にチェック(レ点記入)してください。 ※法令上の産前・産後休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。 ※終了日が確定していない場合でも終了予定日を記載するようにしてください。 ※年の欄は西暦で記載してください。
No.9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	○育児休業の取得について「□取得予定」か「□取得中」か「□取得済み」にチェック(レ点記入)してください。 ※法令上の育児休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。 ※終期が確定していない場合でも終了予定日を記載するようにしてください。 ※取得済みの場合は取得実績を記載してください。 ※複数該当する場合は、証明日の状況に一番近いものを記載し、その他は備考欄に記載してください(例:取得予定又は取得中で、過去に取得した実績もある場合は、取得予定又は取得中の育児休業についてNo.9欄に記載し、過去取得分を備考欄に記載する。)。 ※年の欄は西暦で記載してください。
No.10	産休・育休以外の休業の取 得期間 ※取得予定を含む	○産休・育休以外の休業の取得について「□取得予定」か「□取得中」か「□取得済み」にチェック(レ点記入)してください。 ※法令上の休業に限らず法人独自の就業規則等に基づいた休業も含みます。 ※終期が確定していない場合でも終了予定日を記載するようにしてください。 ※取得済みの場合は取得実績を記載してください。 ※複数該当する場合は、証明日の状況に一番近いものを記載し、その他は備考欄に記載してください(例:取得予定又は取得中で、過去に取得した実績もある場合は、取得予定又は取得中の休業について記載し、過去取得分を備考欄に記載する。)。 ※年の欄は西暦で記載してください。 ○産休・育休以外の休業の取得理由についてチェック(レ点記入)してください。
No.11	復職(予定)年月日	〇証明書発行事業所において取得中(又は取得予定)の育児休業等を終了し、復職する予定がある場合は「□復職予定」にチェック(レ点記入)し、復職予定年月日を記載してください。また、1年以内に証明書発行事業所において取得した育児休業から復職済みの場合は「□復職済み」にチェック(レ点記入)し、復職年月日を記載してください。 ※年の欄は西暦で記載してください。
No.12	育児のための短時間勤務制 度利用有無 ※取得予定を含む	○育児のための短時間勤務制度の利用により、就業規則上の通常の就労時間 (No.6に記載の時間)より短い就労時間(就業規則上の特則等いわゆる時短勤務)とする予定である又はしている場合について、「□取得予定」か「□取得中」かにチェック(レ点記入)して(ださい。 ○当該短時間勤務制度の利用(予定)期間及び当該短時間勤務制度利用時の主な就労時間帯(勤務体制変更後の就労時間帯)について記載してください。※No.6には短時間勤務制度利用前の就労時間帯、No.12には短時間勤務制度利用後の就労時間帯を記載してください。※※年の欄は西暦で記載してください。

■その他の項目

No.13 保育士としての勤務実 有無	®の ○保育士、幼稚園教諭、保育教諭としての勤務実態の有無について「□有」、「□有予定」、「□無」にチェック(レ点記入)してください。
------------------------	---------------------------------------------------------------------

■追加の項目

No.14	(雇用契約の)満了後の更新 の有無 □	○雇用期間について「□有期」をチェックした場合は契約満了後の更新の有無について「□有」「□有(予定)」「□無」「□未定」のいずれかにチェックしてください。
No.15	入所が内定した場合の育児 休業の短縮可否	○育児休業の終了予定日よりも前の日時での保育所等の入所が内定した場合、 育児休業を短縮し、入所内定日から復職することについて、「□可」「□可(予定)」 「□否」にチェックしてください。
No.16	育休延長可否	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
No.17		○単身赴任について期間を記載してください。 ※終期が未定の場合は終期欄は空欄で構いません。 ※年の欄は西暦で記載してください。

No.18		〇No.6に記載の就労時間帯につき、出退勤時間の特例(就業規則上の就労時間帯の15分前に出勤しなければならない等)等、記載時間帯を超えて拘束時間が生じている場合には、その旨、この欄に記載してください。 〇No.9の育児休業及びNo.10の産休・育休以外の休業の取得実績等について追加記載が必要な場合は、この欄に記載してください。 〇その他特記事項があれば、この欄に記載してください。 * 農地面積など個人事業主等に対する事項に関してのみ、市区町村独自の記載を求めることを可能とします。
No.19	保護者記載欄	○児童名を入力してください。 ○児童の生年月日を入力してください。 ○施設の名称を記載してください。また、「□利用中」「□申込み中」にチェックしてく ださい。

〔区役所使用欄〕
こどもコード
備考

診 断 書 (施設等利用給付認定用)

<医療機関記入欄>

~ 区 僚 筬 医	110) (IM) .									
患者	氏 名					生年月日	3	年		月 日
76\ 1	住所				•		•			
傷病名										
診療期間	診療開始日	年	月	日	終	·了見込			年	月頃
	該当するもの	に☑をお願いいた	します。							
		1. 入院中、もし	くは入院	見込み	(令	和	年	月頃)		
		2. 常時臥床を要	するもの							
症状		3. 1カ月以上の	加療が必	要であ	る。					
		(※ 3に図をし	た場合、	下記を	選折	けしてくだ	さい	,°		
		□ ①安	静が必要	な状態	であ	る。				
			3日以上							
		□ 上記	200には	満たな	い栏	皮の状態	であ	る。 ノ		
上記のと	おり、家庭での係	R育に支障があると	診断しま	す。						
令和	年 月	日								
		医療機関所	f在地							
		医療機関	1名							
		医師名	, -							
		電話番	号							
※マの珍帐書		の韧字にももり促業者。						1 伊玄の必囲		

※この診断書は、施設等利用給付の認定にあたり保護者が児童の保育ができない理由・状況を確認し、保育の必要性を認定するために 使用します。

※証明事項の修正は、必ず訂正印を押印してください。

<保護者記入欄>

マビもの氏	名/生年月日			(年	月	日)
	石/ 土牛万 口			(年	月	∃)
こどもとの 続柄	□父 □母 □その他()	認定こども園等の 利用希望日	令和	年	,	月	日

(注意事項)

- 1 この診断書は、証明年月日の記入がない場合及び、医師の印がない場合は無効です。
- 2 診断書を取得する際に医療機関で料金が必要な場合は、個人の負担となります。

医療機関のみなさまへ

診断書の発行について

平素は堺市政にご協力を賜り、誠にありがとうございます。堺市では、施設等利用給付の認定にあたり保護者の方がどのような事由で保育が必要なのかを確認しています。下記の点にご留意の上、診断書の作成をお願い申し上げます。

- ◆ 保護者の保育が必要な事由が「疾病」の場合、その保育の必要性を認定するため、裏面の様式にて診断書を作成いただきますようお願いします。
- ◆ 本診断書は、堺市子ども青少年局子育て支援部幼保政策課、各区役所子育て支援課においてのみ使用 します。
- ◆ 本診断書は参考様式です。裏面の項目を満たしていれば、任意の様式でも差し支えありません。
- ◆ 証明事項の修正は、必ず訂正印を押印してください。
- ◆ 本診断書の作成にあたって、ご不明な点は下記までお問い合わせください。

【間い合わせ先】

堺市子ども青少年局子育て支援部幼保政策課 (調整係)

連絡先: 072-228-7173

介護・看護状況申告書

1	「使用欄〕 コード		
備考_			
令和	年	月	

昼食補助

夕食補助

入浴補助(サービス利用)

堺市_____保健福祉総合センター所長 殿

施設等利用給付認定の申込にあたり、介護・看護の状況を下記のとおり申告します。

7 L"+	の丘々							开 左 口 「	_	年	月	日
225	の氏名							生年月日		年	月	日
介護・看護者	(保護者)氏名							こどもとの ♥≠ ∤ ∓	1			
								続柄				
A -## . s	氏名							こどもとの 続柄				
介護・看護が 必要な方	生年月日	□大正 □昭和	和 □平成 □	令和	年	月	日	年齢				
	住所	□同居 □別原	居(住所:)	
介護・看護を必 ※図した書類の	必要とする理由 提出が必要です		[(□2 □1)		□精神障	章害者手帳 章害者保健福 手帳(□A 也(量祉手帳(_	級))	
		<疾病・疾患										
			診断書(病:					<u>b (</u>)	
□自宅介護・看護 (日数:1週間あたり日) □家事援助 □食事補助 □衣服着脱 □入浴補助 □排泄補助 □その他(□通院・通所付添 (日数:1週間あたり日) 名称 (その他())					
介護サービス	等の利用有無	□無 □有(□週 <利用サービス	』・□月 3内容>	日時間		:	~	:)			
月の実介護・看護時間 □月160時間以上 □月140時間以上160時間未満 □月120時間以上140時間未満 □月100時間以上120時間未満 □月80時間以上120時間未満 □月80時間以上100時間未満 □月64時間以上80時間未満					手間など							
【スケジュール	表】 介護・	看護の状況につ	いて、具体に	的に記入して	てください。							
7:00 8:00 9:00	1 2	k	水	木	2	Ž	±	_	B	朝食補	前助	
10:00										病院	記通院補助	л
11:00												

※介護サービスなどの利用がある場合もご記入ください。(例:入浴補助(サービス利用)など)

12:00 13:00 14:00 15:00

17:00

18:00 19:00 20:00

(区役所使用欄) こどもコード 備考

令和 年 月 日

就学用タイムスケジュール申告書

堺市 保健福祉総合センター所長 殿

保護者氏名		
児童氏名		
児童生年月日	年	 日

保育を必要とする理由が「就学」の方は、就学の状況をご記入ください。 ※時間割表・カリキュラム表が提出できる場合は、この申告書の提出は不要です。

学校名			学科・学部			学年	年
	月	火	水	木	金	土	日
6 時							
7 時							
8 時							
9 時							
10時							
11時							
12時							
13時							
14時							
15時							
16時							
17時							
18時							
19時							
2 0 時							
2 1 時							
2 2 時							
2 3 時							
2 4 時							

※曜日によって状況が変わらない場合は、月曜日のみ記入し、他は「同左」とご記入ください。

備考				
----	--	--	--	--

堺市独自の助成制度(課税世帯)のよくある質問

質問	回答		
堺市独自の第2子以降の無償化は、 所得制限などはありますか。	世帯の所得や上のきょうだいの年齢に制限はありません。 生計を同一にしているきょうだいを対象にしますので、必ずしも同居している必要はありません。就学などの事情により、別居している(住民票を別にしている)お子さんがいるなど、市において世帯状況を確認できない場合は、お申し出ください。別居している場合は、生活費や学資金の送金状況などを確認のうえ、同一世帯とみなします。 ただし、税未申告や堺市外からの転入などの事情により税情報(課税・非課税)を本市が保有しない場合、課税状況のわかる書類を提出いただくことがあります。		



親子さかすくナビ

『親子さかすくナビ』は保育施設の条件検索機能など

子育てに役立つ機能をたくさん備えたアプリです!

希望にあわせた保育施設を簡単検索



保育施設の利用申込みにあたって、

入所時期に合わせた空き状況を確認できます。

また、開園時刻やおむつの持ち帰りなど、条件を選択することで、 ご希望の保育施設を検索できます。



その他にも

予防接種の管理

出生日と接種状況に 応じて、適切なスケジュールを通知します。

地域のお知らせ

お住まいの地域のイベ ントや、育児・生活情 報が届きます。

成長のきろく

お子さまの身長・体重 を入力すると、自動で グラフ化されます。

家族で共有

成長記録や思い出を 家族全員で共有でき ます。

アプリストアからダウンロードして、カンタン登録!



、 母子モ(ボシモ)で検索! /

母子モ 検索

or









₩ Web版はこちら

> URL https://www.mchh.jp

外国語でのご利用も可能!英語・中国語・ベトナム語などの12言語に対応しています。

This service supports **12 languages** including English, Chinese, Vietnamese, etc. ※本サービスはGoogle社のウェブサイト翻訳ツールを使用しています。Google翻訳サービスをご利用の際には、Googleの利用規約をご確認ください。

- ・原則、堺市電子申請システムを使用したオンラインによる申請となります。
- ・本冊子の情報は、令和7年9月1日現在の情報をもとに作成しています。 そのため、今後、内容の一部が変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・OR コードはデンソーウェーブの登録商標です。

お問い合わせ

【制度・支払いに関することについて】

堺市役所 子ども青少年局 子育て支援部 幼保政策課

〒590-0078 堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-7173 / FAX 072-222-6997

【保育の必要性の認定に関することについて】

堺区役所 堺保健福祉総合センター 子育て支援課

〒590-0078 堺区南瓦町3番1号

TEL 072-222-4800 / FAX 072-222-4801

中区役所 中保健福祉総合センター 子育て支援課

〒599-8236 中区深井沢町2470番地7 TEL 072-270-0550 / FAX 072-270-8196

東区役所 東保健福祉総合センター 子育て支援課

〒599-8112 東区日置荘原寺町195番地1 TEL 072-287-8198 / FAX 072-286-6500

西区役所 西保健福祉総合センター 子育て支援課

〒593-8324 西区鳳東町6丁600番地 TEL 072-343-5020 / FAX 072-343-5025

南区役所 南保健福祉総合センター 子育て支援課

〒590-0141 南区桃山台1丁1番1号 TEL 072-290-1744 / FAX 072-296-2822

北区役所 北保健福祉総合センター 子育て支援課

〒591-8021 北区新金岡町5丁1番4号 TEL 072-258-6621 / FAX 072-258-6883

美原区役所 美原保健福祉総合センター 子育て支援課

〒587-8585 美原区黒山167番地1 TEL 072-341-6411 / FAX 072-341-0611

